

1 はじめに

本校の全日制課程は、セラミック科が2学級と、デザイン科、電子機械科、商業科が各1学級の、工業科と商業科を併設する専門高校である。家庭科の履修状況については、セラミック科、デザイン科、商業科が、1・2年生で「家庭総合」を2単位ずつ、合計4単位履修している。電子機械科だけは、学科の特性上3年生で「家庭基礎」を2単位行っており、少し複雑になっている。ここでは、「家庭総合」のうち、1年生の2学期後半から3学期にかけて行った消費者教育の授業を中心とした本校での取組について報告したい。

2 家庭科の目標

今年度より、高等学校の新学習指導要領も実施され、いよいよ新しい教育課程による授業が開始された。「家庭総合」には、消費者教育について以下のように記載されている。

(3) 生活における経済の計画と消費

生活における経済の計画、消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させ、現代の消費生活の課題について認識させるとともに、消費者としての適切な意思決定に基づいて、責任をもって行動できるようにする。

ア 生活における経済の計画

生活と社会とのかかわりについて理解させ、生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について認識させる。

イ 消費行動と意思決定

消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。

ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ、消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。

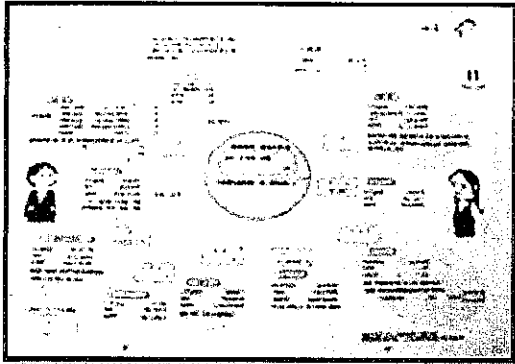
アは、前の学習指導要領から変更された部分で、それについては「家庭の経済生活の諸課題について具体的に扱うようにすること。」とされている。さらに、ウについては、「契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題について取り上げて具体的に扱うこと。」となっている。「環境」に関しては、「(4) 生活の科学と環境」として、「衣食住」と一緒に行うようになった。また、「消費者として主体的に判断できる」「消費者の自立」という言葉が加わり、いっそう主体性や自立が求められている。

### 3 授業における取組

生徒は自分達が消費者であることを自覚できておらず、その意識を変えさせることは容易ではない。授業は、プリントを活用し、少しでも具体的な内容を扱うように心がけている。

まずは、生まれてから高校入学までの15年間にかかった費用を計算(資料1)させ、金額の大きさへの驚きをもたせた。次に卒業後すぐに就職する生徒も多いため、高卒社会人一年生の給与明細を参考に、給与明細書の見方と、一ヶ月間の生活費をどう使うか考えさせた(資料2)。このことは、生徒に生活費に対する現実的な経済感覚を養い、家計運営の方法について学ばせるきっかけとなった。

(資料1)



(資料2)

収入		支出		貯蓄	
項目	金額	項目	金額	項目	金額
給与	15000	食費	10000	貯蓄	5000
手当	5000	住居費	5000		
雑収入	1000	交通費	2000		
合計	21000	合計	17000		

項目	金額
1. 食費	10000
2. 住居費	5000
3. 交通費	2000
4. 雑収入	1000
5. 給与	15000
6. 手当	5000
7. 雑収入	1000
8. 合計	21000

次に、生徒が持っているカードの種類と特徴について把握させた。その中でも近い将来持つ可能性が高く、トラブルの原因になりやすいクレジットカードの特に支払方法について、金利負担により返済額に差があることを、実際に計算することで理解させた(資料3)。また、20歳代に多いクレジットカードの使いすぎによる多重債務と自己破産の仕組みを説明し、わかりにくい点は、DVD教材「はじめての金融ガイド」(資料4)を利用しながら指導を行った。

(資料3)

項目	金額	項目	金額
1. 食費	10000	1. 食費	10000
2. 住居費	5000	2. 住居費	5000
3. 交通費	2000	3. 交通費	2000
4. 雑収入	1000	4. 雑収入	1000
5. 給与	15000	5. 給与	15000
6. 手当	5000	6. 手当	5000
7. 雑収入	1000	7. 雑収入	1000
8. 合計	21000	8. 合計	21000

(資料4)



消費生活の基本となる「契約」や「消費者トラブルとその対処法」などについては、県民生活課が発行している「あいち暮らしっく若者向け特集号」（資料5）を活用した。「契約」に関しては、携帯電話やスマートフォンなどを購入していることから、「契約」したことがあると自覚している生徒が多くいた。しかし、一方では「契約」がよくわからないとか、サインや印鑑を押したりするものが「契約」で、普段の買い物なども契約になることを知っている生徒はわずかであった。「消費者トラブル」については、実際にはトラブルに巻き込まれた体験がない生徒が多いため、理解させることが難しかった

が、漫画でわかりやすく説明がされている「あいち暮らしっく若者向け特集号」（資料6）を活用したところ、生徒も理解が深まったようである。また、「消費生活情報 あいち暮らし WEB」が新しくなり、「マンガでわかるトラブル事例」には若者に多いトラブルの例がマンガでわかり易く解説されているので、授業で活用した。

（資料5）

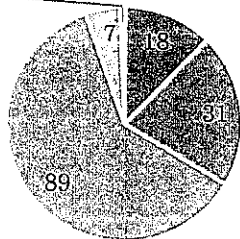


（資料6）



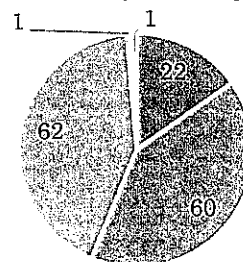
授業が終わった後、アンケートを行ったところ、「とてもわかりやすい」「わかりやすい」が半数以上あった。また、「インターネットの正しい利用」について興味を持っている生徒が多く、今後は参考にしていきたいと思う。

1 見た目はどうですか？



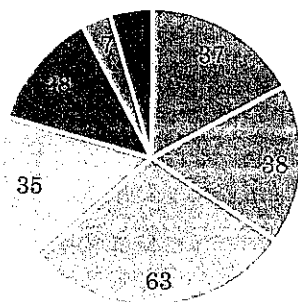
- とても良い
- 良い
- ふつう
- 悪い
- その他

わかりやすさどうですか？



- とてもわかりやすい
- わかりやすい
- ふつう
- わかりにくい
- その他

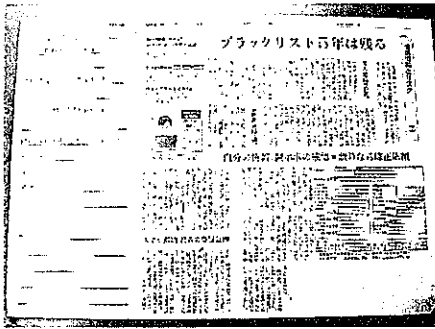
どの記事に興味を持ちましたか？（複数選択可）



- 消費者の「権利」と「責任」
- 契約ってなんだろう
- 気づけばキミもターゲット!?
- インターネットの正しい利用
- もっと消費者問題を学ぶには?
- 相談窓口

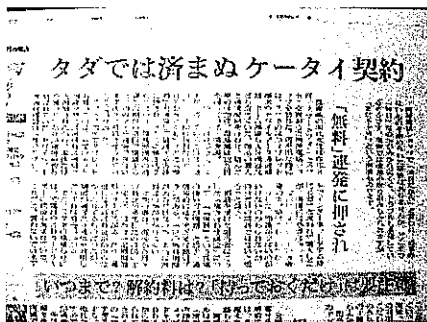
最後に、授業では新聞記事を活用する取組も行っている。新聞は、社会で使う言葉と生きた情報の宝庫である。消費者問題をはじめ、様々な記事が掲載されており、消費者教育には欠かせないと思っている。基本的には、生徒に声を出して読ませ感想を書かせ、時間があれば、新聞記事の内容を理解できたか問題形式で答えさせている。読み書きの力を伸ばすことも一つだが、なにより、今世の中でおきていることを知ってもらいたいからだ。以下は、今年度活用した記事と生徒の感想である。

[新聞記事]



[生徒の感想]

- ブラックリストという言葉は聞いたことはあったけれど、どういった場合になるかは知らなかったのを知ることができた。まさか親のせいで子どもの信用情報にキズがつく場合なんて全く想定していなかったの、びっくりしました。



- すごくたくさん契約を僕も結ばされそうでした。親のおかげで助かったのをよく覚えています。
- 自分の携帯代も見たことがないので来月しっかりと見てみようと思いました。そしてこれからはよく考えて買うことが大切だと思いました。

4 おわりに

消費者であり続ける私たちにとって、消費者教育は生涯にわたって必要不可欠であると考えている。しかし、高校を卒業し社会人になると、消費者教育を受ける機会が少なくなるのが現状である。職場や地域での講習会もあるのかもしれないが、それに積極的に参加する人は、わずかだと思ふ。従って学校で行われる消費者教育は、生徒にとって社会に出る前の最後の機会である。そのことから、これからも高校において消費者教育を行う必要性は高いといえる。今後は、外部講師の活用も積極的に取り入れ、家庭科における消費者教育を充実させることを通して、よりよい社会を形成する消費者市民として行動できるよう、生徒の意識向上を図っていきたい。